

### 第3回市町村DX担当者会議（データ連携基盤共同利用ビジョン策定関係）

#### 議事録

日時	2025年1月27日（月）14:00～16:00	場所	オンライン
----	--------------------------	----	-------

<b>議題</b>
1 「データ連携基盤に係る共同ビジョン（案）について」 和歌山県 デジタル社会推進課 主査 坂野 悠司 氏

<b>質疑応答</b>
Q. (田辺市) 手続きをしないとだめというルール決めで使うのか、運用上の決定権等、いつからしたいのか等の考え方を教えてほしい。
A. (和歌山県デジタル社会推進課) スケジュールについて、デジタル庁の事務連絡発出以降、国の交付金の申請においても、共同利用が求められているところ。 県の開催する検討会に法的拘束力もないが、デジタル庁から県がハブ的機能を持つことを要請されていることから、引き続き支援予定。（基盤構築済市町村や事業者、有識者等）
Q. (田辺市) 県の担当課は行政企画課ということになるのか。
A. (和歌山県デジタル社会推進課) 市町村の窓口は行政企画課。ただ、様々な分野でデータ連携していくことを前提に共同利用していくとなれば、デジタル社会推進課が入らせてもらう。
Q. (田辺市)
A. (和歌山県デジタル社会推進課) 本会議のアドバイザーは、庄司先生、下山氏、松村氏。ただ、基盤の検討会の有識者は未定。今後、決定予定。
Q. (田辺市) そのあたりも含めて、体制を整えて実施していくのは、令和7年度からのイメージか。
A. (和歌山県デジタル社会推進課) そのとおり。

Q. (橋本市)

他の都道府県のビジョン案を見てみると、方向性や県と市町村の役割をはっきりと書いているものもあった。6. 7. の項目の主語がなく、明確に書かれていないが、意識して作成されたのか。

A. (和歌山県デジタル社会推進課)

すでに公開しているのは、兵庫県や熊本県。熊本県は県が主導してデータ連携基盤を構築。本県では県が主導して基盤を構築しているわけではないが、市町村において、基盤を構築しているところがある。各市町村において、その必要性を検討してもらっているところ。その状況を踏まえ、この表現にしている。

現時点で想定しうる対応案を記載しているが、実際に導入する際にもう少し踏み込んだ支援等も考えられる。

Q. (橋本市)

随時、更新していくと記載している都道府県もあった。そのあたりはどうされるのか。

A. (和歌山県デジタル社会推進課)

あくまでもデータ連携基盤の技術も現時点のもので、今後変更する可能性もある。国の動向等も含め、随時変更していくことを想定している。

結局、データをきちんと整備することも重要。

Q. (橋本市)

市町村からすると、何から始めてよいのかとなっている部分もあるので、その柱となるようなビジョンになれば助かる。

Q. (WIDA)

オブザーバーの立場だが。デジタル庁の共同利用ガイドブックを見ると、共同利用の型の整理をしましよとなつている。「共同利用の型」というのがあって、国の示しているガイドラインに基づいて記載する方が良いのでは。

ビジョン策定になると、「共同利用の目的」を設定すると記載されている。目的もない。

目指すべき「共同利用の型」を選択するとなっているが、これは様々な型があるが、お茶を濁し、今後決めていく等でも良いのではないか。(決めきれないのであれば)

1～7のタイトルを見たときに、第3者的なタイトルが多い。6は、留意点。大きな方針があり、その付随するもののイメージ。「構築する際の基本的な考え方」等も良いのでは。今、決めきれなくて市町村に押し付けることもできない中でもタイトルに工夫できる余地はあるかと。

A. (和歌山県デジタル社会推進課)

型の整理について、デジタル庁のガイドブックに基づき整理している。項目「型」になると考え、あえて「型」の表記にはしていない。検討する。

目的について、県が主導しているわけではない。法的拘束力もない中で、基盤の導入する際にどうしていきたいのかが重要。一步踏み込んだ表現にはしていないが、表現は検討する。

共同利用の目的もいざ検討してみないとわからない。あえてぼやかしている。

もやっとしているのは確か。データ連携基盤は所詮手段の1つ。手段の目的は出てこない。目的は書きにくい。型もこれ以上書きようがない。国にもこれ以上資料がない。

Q. (有田市)

7のデータ連携基盤の手続き。既にデータ連携基盤上で提供されているサービスを他の市町村が共同利用したい場合でも手続きが必要か。

県がオープンデータ・パーソナルデータをAPIで公開する予定はあるか。

A. (和歌山県デジタル社会推進課)

基盤も含めて共同利用することになるかと思うので、手続きの対象。サービスだけ使いたい場合は個別協議になるか。

担当部署ではないが、国の防災のシステムもその流れになっている。県もその流れになるだろう。

Q. (田辺市)

様々な他の事例を提供している場として、検討会を使うのか。

A. (和歌山県デジタル社会推進課)

市町村が何かしたいときに、手を挙げるイメージを持っていた。情報共有は通常業務として引き続きさせていただく。

Q. (田辺市)

オープンデータについて、国の保有するデータは公開するのは義務。地方公共団体は努力義務。オープンデータの取組はそのような場で事例紹介やってもらえると助かる。庁内の連携してほしい。

A. (和歌山県デジタル社会推進課)

オープンデータは企画課。本会議に参加している。今後も連携していく。県が保有するオープンデータを出していく方針は出しているものの、そこまで出ていない。県としても取り組んでいきたい。

Q. (下山氏)

有効期間は？どのくらいの先を見据えて？改定のタイミング。例えば年に一度見直す等。

A. (和歌山県デジタル社会推進課)

有効期間は設定していない。改定のタイミングは新たな交付金が出てきたタイミングや最低限年に1度は見直しが必要と認識。

Q. (下山氏)

第1版は簡易的なものは仕方がない。目的もまだ。イメージが湧いていない状況。県として何をしていくのか。重点分野を決めていく必要がある。他の自治体も簡易的につくっている。まずは幅広く作っておいて、今後実効性のあるものにしていくのが良いので。

橋本市からあったように、市町村が今のうちにできることを多少入れられたら。前回申し上げたオープンデータの整備等。民間企業にも提供できる体制も整えていないといけない。いずれのデータ連携基盤としても、結局データを連携することが重要。

4頁のデータ連携基盤のポンチ絵は、あくまでも一例という認識でよいか。

A. (和歌山県デジタル社会推進課)

一例。

Q. (下山氏)

共同利用のコスト削減効果について、デジタル庁のガイドブックが出典。ビジョンに入れるかどうか。揺れがあるし、デジタル庁も根拠が不明な数値を使うこともある。デジタル庁が使っていても安直に使わない方が良い。あえて数値を入れる必要性がない。

A. (和歌山県デジタル社会推進課)

数値は入れないようにする。

Q. (下山氏)

7の手続きについて、公表後に「4市町」と限定しない方が良いので。今の市町村や事業者に変更したほうが良いのでは。

Q. (庄司氏)

今は基盤があるからもったいないから使おうよとなっているが、長期的に考えると、施策を自治体がまたがって一緒にやりましょうということになるかと。そのときにその基盤としてうまく使っていこうと想像できる。今、市町村が自発的に考えていくのと同時に、一緒にやろうかというきっかけも相談できる環境が重要。

今あるものにとらわれず、県・市町村としてどんなデータがあればいいのかを検討していく必要がある。その中で、オープンデータ（自治体標準オープンデータセット等）は県内市町村が一緒にやることになりました！基盤はこれにします！という

のもありなのでは。防災関係は、データがあれば役に立つ。静岡県の点群データ等は有名。既存の統計業務も基盤に載せていく等、どんなデータを整備するのかを検討していく必要あり。

- ・コミュニティもざっくばらんな意見交換の場が大事。

- ・データ連携を地域として考えていくために、方向性2つ。

- ①基礎的なデータ（全自治体でやっている部分、広域で分かった方が良いデータ、統計や防災等）

- ②わくわくする効果的な目玉になるデータ

やるからには和歌山で主体的に動いていける機会になれば良いのでは。